

松山市特例奨学生募集要領

松山市教育委員会

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学業に必要な収入が大幅に減少し、修学が困難な方に対し、学費など修学に必要な費用を貸与し、学業を継続することができるよう支援します。

2. 応募対象者

市内に居住している方、又は本市出身の方(※1)で市内外の大学・短期大学・大学院・高等専門学校(第4・5学年)・専修学校(専門課程)に通う学生

(※1) 募集開始時現在、市内に1年以上居住している方の子弟であり本市で前期又は後期中等教育課程(※2)を修了した方

(※2) 前期中等教育とは中学校、後期中等教育とは高等学校に相当します。

3. 貸与の条件

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、アルバイト収入や家庭からの援助(仕送り等)が半減し、経済的理由により修学して学業を継続することが困難になっている方

(2) 連帯保証人1名が必要です。

※連帯保証人は、独立した生計を営む成年者で、住民税(市・県民税)又は固定資産税が賦課され、かつ、これらを滞納していない方。

◎ 既に他の奨学金の貸与を受けている方も利用可能です。

4. 貸付金額

30万円	50万円	70万円	90万円	110万円
------	------	------	------	-------

上記の中から、在籍している大学等の学費など修学に必要な費用(※3)に応じ無利子で貸与します。不明点があればご相談ください。

(※3) 修学に必要な費用とは、学費に限らず、学校に通いながら学業を続けていくための必要経費のことです。

5. 予定人数 200人程度

6. 応募手続(提出書類)

下記の書類提出が必要ですので、募集期間内に下記提出先まで直接持参又は郵送してください。

ただし、本市出身の市外転出者や市外出身の本市在住者は、状況により追加書類が必要になる場合がありますので、あらかじめご相談いただきますようお願いいたします。

① 松山市特例奨学資金貸付申請書(特第1号様式(その1))

※20歳未満の方は、保護者の承諾が必要です。

② 申告書(特第1号様式(その2))

③ 松山市特例奨学資金借用証書(特第2号様式)

④ 松山市特例奨学資金返還計画書(特第3号様式)

⑤ アルバイト収入や家族等からの援助(仕送り等)が半減したことがわかる給与明細書や振込口座の写し等(昨年12月以降の連続した2か月分と新型コロナウイルス感染症の影響後の連続した2か月分で50%以上減少したことがわかるもの)

⑥ 通学している大学等の在学証明書

⑦ 本籍が記載された申請者本人の住民票(原本)

⑧ 連帯保証人の印鑑証明書

⑨ 連帯保証人の住民税又は固定資産税の納税証明書(原本)

(『納税証明書』(平成31年度(平成30年分)の住民税又は固定資産税の納税額が記入されたもの)

⑩ 奨学資金口座振替依頼書

(裏面へ続く)

◎追加書類の例

- ・保護者の住民票等・・・※市外居住者等
- ・借入申請者が居住する住居の賃貸借契約書の写しや領収書等
- ・松山市特例奨学学生等異動届

＜提出先＞ 〒790-0003
松山市三番町六丁目6番地1（市役所第四別館3階）
松山市教育委員会 学校教育課 奨学金担当

郵送される場合は、封筒の表に「松山市特例奨学資金貸付申請」と朱書きしてください。

7. 募集期間

令和2年7月9日（木）～12月28日（月）午後5時15分まで

（郵送でお申し込みの場合は、12月28日の当日消印有効）

8. 貸与の決定

- （1）申請を受理後、審査を経て貸与及び貸与額を決定します。
- （2）貸与決定者には『松山市特例奨学資金貸付決定通知書』を、貸与不承認者には『松山市特例奨学資金貸付不承認通知書』を郵送します。

9. 奨学資金の返還

奨学資金は、大学等を卒業又は退学等した日の属する月の翌月から起算して15年の期間内に償還するものとし、月賦、半年賦又は年賦の方法により返還してください。ただし、卒業後、3年間は無条件で猶予します。

10. その他

- （1）返還が終了するまで申請書に押印した本人の印鑑を使用しますので、大切に保管してください。
- （2）申請書は、ボールペン等の消えないペンでご記入ください。
- （3）申請書や申告書、借用証書、返還計画書等の本人氏名、保護者氏名、連帯保証人氏名欄は、本人の署名が必要です。また、押印に「インク浸透印（※シャチハタ等）」は使用できません。
- （4）**申請書等の署名欄の「氏名」や借用証書の「金額」訂正は不可です。ご注意ください。**なお、申請書に記入した内容（署名欄の氏名以外）を訂正する場合は、二重線を引き、その上に申請者本人の印鑑（申請書に押印したものと同一印）を押印してください。修正液の使用は不可です。
- （5）申請書を直接提出される場合は、申請書に押印した特例奨学生の印鑑をご持参ください。書類に不備があった場合、訂正印として使用します。
- （6）ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- （7）申請書等関係書類は、下記の問い合わせ先、市内の大学等に置いています。
また、松山市のホームページからもダウンロードできます。

松山市特例奨学資金貸付制度

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokyoiku/syougaku/tokureisyougaku.html>

＜お問い合わせ先＞

松山市教育委員会 学校教育課（市役所第四別館3階） 奨学金担当 TEL：089-948-6869